

**令和8年度千葉県国保ヘルスアップ支援事業
特定健診・レセプトデータ等分析業務委託
企画提案募集要項**

1 目的

国民健康保険（以下「国保」という。）の広域化に伴い、都道府県は、市町村とともに国保の共同保険者となり、区域内の市町村ごとの健康課題や保健事業の実施状況を把握するとともに、市町村における保健事業の運営に必要な助言及び支援を行うことが求められている。

については、特定健診データやレセプトデータ等を活用し、共通指標による千葉県内の市町村国保に関する医療費等の分析事業を統計・医学的知見を踏まえて実施する。事業の目的は以下とおりである。

- ・ 市町村保健事業に活用可能なデータ分析結果を提供すること。
- ・ 分析結果を基に市町村の保健事業に関する考察及び提案を行うこと。
- ・ 市町村のデータヘルス計画の評価・見直しに資すること。

2 事業概要

(1) 事業名称

令和8年度千葉県国保ヘルスアップ支援事業 特定健診・レセプトデータ等分析業務

(2) 委託業務の内容

別添仕様書のとおり

(3) 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

(4) 委託金額の上限

33,100,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) 実施方法

本事業に対する企画提案を募り、審査により最も優れた企画提案を行ったものを最優秀提案者として決定し、委託事業として実施する。

3 応募資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 千葉県総務部管財課所管の物品等入札参加業者適格者名簿（委託）に登録された者であること。
- (3) 応募開始の日から審査完了の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれていないこと。

- (4) 応募開始の日から審査完了の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名止等基準（昭和57年12月1日制定）に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領（平成23年3月31日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。
- (6) 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団又は同条第6号に掲げる暴力団員である役職員を有する者もしくはそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

4 応募方法・応募期限

- (1) 応募書類は次のとおりとする。
 - (様式第1号) 令和8年度千葉県国保ヘルスアップ支援事業 特定健診・レセプトデータ等分析業務 業務委託応募書
 - (様式第2号) 団体目的等についての確認書
 - (様式第3号) 団体に関する概要書
 - (様式第4号) 企画提案書（事業実施体制）
 - (様式第5号) 企画提案書（事業実施方針・内容）
 - (様式第6号) 業務に要する経費見積書その他添付資料
 - ・定款、寄付行為又はこれらに類する書類
 - ・法人登記事項証明書（写し可）
 - ・役員名簿
 - ・直近2事業年度の事業報告書及び収支決算（見込）書
 - ・団体の概要等が記載されたパンフレットなど
 - ・上記以外にも、採否を判断するに当たり必要な資料の提出を求めることがあります。
- (2) 提出期限 令和8年7月14日（火）
- (3) 受付時間 午前9時00分から午後5時00分まで
（土・日曜日、祝祭日を除く。）
- (4) 提出方法 メールにより提出
 - ※ ファイルサイズが7MBを超えるメールは受信ができないため、分割して送付すること。
- (5) 問合せ・提出先 千葉県健康福祉部保険指導課保険者助成班（担当：清水）
TEL 043-223-2375
メールアドレス hosi-josei@mz.pref.chiba.lg.jp

5 質問受付及び回答

- (1) 受付期間 令和8年7月1日(水)午後5時まで
- (2) 質問先 「4(5) 問い合わせ・提出先」のとおり
- (3) 質問方法 「質問書(様式1)」により電子メールで提出すること(送信後、受信を電話により確認すること)。
- (4) 回答方法 質問に対する回答は、千葉県ホームページに公表します。
なお、質問内容によっては、回答しないことがあります。

6 選考方法

- (1) 申込書等による書面審査及びヒアリング(プレゼンテーション等)による審査を実施し、全応募者の採点結果を参考に県が受託候補事業者を1者選定します。
なお、応募状況等により、ヒアリングは実施せずに申込書等による書面審査とする場合があります。ヒアリングを実施する場合で、企画提案者が5者を超えたときは、あらかじめ事務局(保健指導課)が書面審査を行い、選考委員会の審査対象となる団体を5者選定します。
- (2) 選考委員会において次表の項目に従い審査を行い、最も高い評価を得た企画提案者を最優秀提案者として選考します。

評価項目	評価細目	評価基準	配点
経験及び業務能力	業務執行体制	①業務を執行するための管理運営や組織体制が整っているか。	10
		②過去3年間の同種又は類似業務の実績があり、その内容から本事業の遂行能力が認められるか。 ※レセプトデータ分析に関する業務委託など	5
		③情報セキュリティを確保するための手段を有しているか。	5
	専門性 (統計、国保制度、医療費適正化、生活習慣病の発症・重症化予防等に係る国の動向及び本県の状況に対する認識)	④業務を担う専門的知識や技術を有しているか。 ※統計、国保制度、医療費分析、生活習慣病の発症・重症化予防に関する知識	10
		⑤国保保健事業に係る国の動向を踏まえた本県の現状、課題を理解しているか。	15
		⑥糖尿病性腎症重症化予防に関する最近の国の動向及び地方自治体の取組状況について理解しているか。	10
		⑦医療費適正化に係る国の動向及び地方自治体の取組状況について理解しているか。	10
事業の実施方針	提案内容の妥当性 (優位)性	⑧提案内容が優れており、実現可能なスケジュールが適切に組まれているか。	20
	分析・解析のアイデア	⑨調査分析の内容・手法が適切で、実現性が高いか。 ※KDBと他データベースとを組み合わせた分析等	5
	経費	⑩業務に関する経費の見積は、予算の範囲内で、かつ、積算根拠は適正な算出方法であるか。	10

- (3) 選考委員会は非公開とし、内容の照会等にはお答えできません。
- (4) 一定の基準を満たさない場合、選考対象外とする場合があります。

7 選考結果

- (1) 選考結果は書面にて通知します。
- (2) 選考結果の問い合わせについては一切対応しません。
- (3) 審査に関する異議には一切応じられません。

8 応募者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- (1) 応募資格のない者が企画提案書を提出した場合
- (2) 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 会社更生法等の適用を申請する等、契約履行が困難と認められるに至った場合
- (5) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (6) 業務に要する経費見積書（様式第6号）の見積額に誤脱や判読しがたい数字の記載がされているとき、又はその金額が訂正されているとき。
- (7) 前記各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為や提出書類の重大な記載不備等、審査委員会が失格であると認めた場合

9 契約

- (1) 受託者は、受託者が行う業務のうち、総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を再委託することはできません。また、本業務の契約金額に占める再委託金額の割合は、原則2分の1未満でなければなりません。
また、委託事項の一部について再委託を行う場合は、あらかじめ県の承認を受けなければなりません。
- (2) 契約の際、地方自治法施行令第167条の16及び千葉県財務規則（昭和39年千葉県規則第13号の2）第99条の規定により、契約保証金（100分の10以上）を納付してもらう場合があります。

10 その他

- (1) 提出書類はお返しできません。
- (2) 提案及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) 提出された書類は、必要に応じて複写することがあります。
- (4) 提出された書類は、情報公開の請求により、千葉県情報公開条例に基づき開示することがあります。

- (5) この提案に要する経費は、全て提出者の負担とします。
- (6) 書類提出後の企画提案等の修正又は変更は一切認めません。
- (7) 提出書類の著作権は応募者に帰属します。ただし、県が本件事業の報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとします。
- (8) 最優秀提案者が決定するまでは、いつでも企画提案の応募を取り下げることができます。なお、企画提案の応募の取下げは書面でしなければなりません。
- (9) 本件事業に係る図版等の使用に当たっては、応募者において、その使用权、肖像権その他一切の権利関係について当該権利が帰属する者の許諾を得る必要があります。
- (10) 本契約により制作された制作物の著作権は、千葉県に帰属します。
- (11) 受託後の注意事項
- ア 県は、本業務の実施状況について、必要に応じて受託者に説明及び報告を求め、又はこれに関する帳簿その他関係書類を閲覧・調査することがあります。
- イ 県は、受託者がこの業務を遂行することに不適格であると認めたときは委託契約を解除することがあります。
- ウ 本委託業務の実施に当たっては、県と十分協議を行いながら、業務を遂行するものとします。
- なお、事業内容については、変更・修正する場合があります。
- また、協議により県から指示があった場合には、その指示に従い業務を実施していただきます。
- (12) 本要項に定めるもののほか、必要な事項は契約で定めるものとします。